

国に対する要望

令和2年7月

仙 台 市

東日本大震災から9年あまりが経過し、この間、国においては、未曾有の大災害からの復旧と復興に向け、数次の予算措置や関連法の制定など、格別のご高配を賜り、厚く感謝を申し上げます。

本市では、今後も、被災された方々お一人おひとりの生活の再生はもとより、津波で被災した東部沿岸地域における新たな魅力や投資・雇用の創出、震災の経験と教訓を生かしたまちづくり、世界の防災文化への貢献など、「よりよい復興」に全力を注いでまいりたいと考えております。

そのような中で、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、国の緊急事態宣言に伴う休業要請等が、宮城県におきましても行われました。本市地元中小企業等は大きな打撃を受けており、多くの市民が再び大きな苦難の前に立たされている中、市民の命と生活を守るため、感染拡大防止や雇用の維持、事業の継続等に尽力してまいるとともに、今後の第2波、第3波も見据えた対策にも万全を期してまいります。

また、震災以降、復興に邁進する間におきましても、全国的な人口減少や少子高齢化は確実に進行し、とりわけ東北におきましては深刻な状況となっております。子育て支援や教育環境の充実など、未来を担う子どもたちを取り巻く環境づくりを進めるほか、仙台・東北の持続的な経済成長に向けた取り組み、感染症収束後の国内外からの交流人口の拡大に向けた取り組みなど、東北の中核都市として東北を牽引する役割を果たしてまいり所存ですが、本市の努力だけでは解決できない課題も数多くあり、国によるなお一層の強力な支援が必要でございます。

このような状況から取りまとめました本要望事項につき、何卒、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

令和2年7月

仙台市長 郡 和子

目 次

(新規要望項目：◎、一部新規要望項目：○)

I 新型コロナウイルス感染症対策

- ◎感染拡大防止策と医療提供体制の整備等 1
(内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省)
- ◎雇用の維持と事業の継続 3
(内閣府、経済産業省、国土交通省)
- ◎地域の実情に応じた財政支援 4
(内閣府、総務省、財務省)

II 経済成長と交流人口の拡大

- 仙台・東北の持続的な経済成長 5
(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)
- 仙台・東北への誘客促進 7
(内閣府、復興庁、経済産業省、国土交通省)
- 大型イベント等を活用した仙台・東北の魅力発信 8
(内閣官房、復興庁、外務省、文部科学省)

III 若い力が育ち、活躍するまちへの挑戦

- 教育環境の充実 9
(文部科学省)
- 子育て環境の充実 11
(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

IV 自然と共存する防災環境都市づくりへの挑戦

- 防災文化の発信と継承 13
(内閣府、復興庁、外務省、文部科学省、国土交通省)
- 災害に備えての対応体制の強化 15
(内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省)
- 復興を支える安定的な財源確保等 17
(内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省)
- 杜の都の豊かな環境の保全 19
(経済産業省、環境省)

V 都市経営の推進

- | | | |
|---|---------------------------------|-----|
| 1 | 公共施設の持続的な提供・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 1 |
| | (総務省、文部科学省、国土交通省) | |
| 2 | 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止・・・・・・・・ | 2 3 |
| | (内閣府、総務省、財務省) | |

I 新型コロナウイルス感染症対策

1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備等

(内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省)

- 市民の命と安全・安心な生活を守るためには、新型コロナウイルス感染拡大防止策の徹底と重症者等へ速やかに医療を提供できる体制の整備が不可欠である。今後、再び感染が拡大した場合においても十分な医療提供体制を維持するためには、市町村や都道府県の枠にとどまらない広域的な移送体制や病院間の支援ネットワークの構築、医療従事者の確保等について、全国的な医療提供体制を整備する必要がある。
- 陽性患者の治療は、嚴重な感染予防策等が必要であることから、医療従事者の負担が大きく、受入病院は、院内の他部門から看護師等の人的応援を受けて対応している。そのため、不急の手術の延期や他の診療機能の低下等、病院経営や地域医療に影響が生じている。
- 病棟単位で新たに陽性患者の受入れを行う病院においては、院内感染を防ぐための病棟改修や備品整備等を行う必要があり、それらの経費や改修にかかる医療法上の手続き等が負担となっている。また、病棟の一部の病床を陽性患者受入れに充てる場合には、院内感染を防ぐため病棟全体を陽性患者専用とせざるを得ず、空床が生じていることで、大幅な減収となっている。
- 医療用マスクやガウン、手袋等の医療用資器材は、感染拡大以降、必要な数量を確保することが困難な状況が続いており、本市においては、独自の調達・提供も図っている状況であるが、安全な医療提供体制維持のためには、医療用資器材の安定的な供給が必要である。
- また、マスクや手指用消毒液、非接触型体温計等についても、依然として必要量の確保が困難な状況にある。保育所、学校、放課後児童クラブ、老人福祉施設、障害者福祉施設等の管理者や、救急隊、公共交通事業者等の重要インフラを担っている事業者や自治体等においては、これまで自ら感染防止資器材を調達し、出来る限りの感染防止策を講じてきたところであるが、それらの価格が高騰しているため、その経費が大きな負担となっている。
- 院内感染を含む感染防止のため、今般の感染症の急速な拡大に伴う時限的・特例的な取扱いとして、オンライン診療及びオンライン服薬指導の保険診療の適用範囲等が大幅に拡大され、オンラインによる診療や服薬指導を検討する医療機関や薬局が増加しつつあり、市民の関心も高まっている。本市においては、オンライン診療等の早期導入促進と診療所等の負担軽減を図るための助成制度を創設するととも

に、高齢者等の通院負担の軽減も期待されるオンライン診療等の有用性や安全性を検証するための実証実験を開始する予定である。

- 時限的・特例的な取扱いを終了する場合には、新型コロナウイルスの感染状況はもとより、院内感染に対する市民の不安や、同取扱いに基づくオンライン診療等の利用状況を十分に踏まえた上で、市民及び医療機関等の混乱を招かないよう、特段の配慮が必要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 市町村や都道府県の枠にとどまらない広域的な医療提供体制の整備を図ること
2. 陽性患者の受入病院に対し、対応に必要な経費や受入れにより生じる大幅な減収について、財政措置を講じること
3. 医療用資器材の安定的な供給体制を構築し、医療機関に対して、必要な数量を速やかに配布すること
4. 保育所、学校、放課後児童クラブ、老人福祉施設、障害者福祉施設、公共交通事業者、自治体等に必要な感染防止資器材を速やかに配布すること。また、自ら調達した場合に要した経費に対して引き続き財政措置を講じること
5. オンライン診療等に係る時限的・特例的な取扱いを終了する場合には、新型コロナウイルスの感染状況はもとより、院内感染に対する市民の不安や、同取扱いに基づくオンライン診療等の利用状況を十分に踏まえた上で、市民及び医療機関等の混乱を招かないよう、特段の配慮をすること

2 雇用の維持と事業の継続

(内閣府、経済産業省、国土交通省)

- 本市では、緊急事態宣言直後の土日の通行人数が、25%程度に落ち込んだ地域もあるほか、本市が5月に実施した市内の事業所を対象としたアンケート調査によると、7割を超える事業所が、緊急事態宣言の本市拡大前よりも状況が悪化していると回答しており、事業の継続が大変厳しい状況となっている。
- 宮城県が行った休業要請に応じた本市内の施設に対して、40万円（複数施設を有する場合は80万円）の協力金を支給したところであるが、各施設での大幅な収入減をその協力金のみで補填することは困難である。また、上記アンケート調査において、約6割の事業者が、必要な公的支援として「売上減少への補填」を回答しているが、自治体の独自財源による支援には限界がある。
- 事業継続にあたり資金繰りが困難となった中小企業等への支援策として、政府系金融機関における無利子無担保融資、保証制度等の金融支援や持続化給付金の創設、雇用調整助成金、生産性革命推進事業における特例措置など、多くの支援策が講じられている。しかしながら、これらの支援策が事業主に十分浸透していない上、仮に制度利用を希望する場合でも、申請手続きが煩雑なため、制度活用前に事業継続を断念する恐れがあり、制度の十分な活用につなげるような周知方法や申請手続きの見直しが必要である。
- 外出自粛要請により、路線バスや地下鉄等の利用者は著しく減少している中、緊急事態宣言下でも事業継続が求められたことにより、各事業者において急激な財務状況の悪化が見込まれている。経営悪化の状況によっては、路線見直し等を行わざるを得ない可能性もあるが、公共交通空白地が発生することは、市民生活に大きな影響を与えかねない。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 国においては、中小企業や個人事業主等に対し、必要な支援を追加で実施すること。また、自治体が地域の実情に応じて追加支援策を講じることができるよう、地方創生臨時交付金の増額等の財政措置の拡充を行うこと
2. 国が行う企業の資金繰りを始めとする各種支援策についてより一層の周知を図るとともに手続きの簡素化を行うこと
3. 民間事業者を含む交通事業者に対し、減収対策を講じること

3 地域の実情に応じた財政支援

(内閣府、総務省、財務省)

- 本市においては、国の補正予算に対応した施策に加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止や地域経済及び住民生活の支援等に取り組んでいる。しかしながら、国の第1次補正予算の際に示された地方創生臨時交付金の算定方法は、多くの人口や産業を抱え、感染拡大防止と社会活動の維持に大きな役割を担う指定都市に不利なものとなっている。そのため、地域の実情を踏まえた独自の施策を十分に実施するために必要な額になっておらず、不足する分については、本市が捻出しようとする財源を最大限活用して補正予算を編成したところである。
- 今後の第2波、第3波も見据えると、財政需要はさらに増大していくものと見込まれるが、本市の財政余力が限られる中、必要となる施策を迅速かつ柔軟に実施していく上での財源の確保が課題になるものと懸念される。
- また、市税等の徴収猶予や軽減措置によって市税等の収入が落ち込むことに加え、それらの事務経費について新たな自治体負担の発生が懸念される。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 地域の実情に応じて必要となる施策を機動的に実施できるよう、財政力に関わらず必要かつ十分な財政支援を迅速に講じること
2. 市税等の減収分については、全額国費による補填措置を講じること。また、徴収猶予等に係る事務経費についても新たな地方負担が生じることのないよう特段の財政措置を講じること

Ⅱ 経済成長と交流人口の拡大

1 仙台・東北の持続的な経済成長

(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)

- 新型コロナウイルス感染症の拡大においては、首都圏での感染者数が突出するなど、東京一極集中の脆弱性が露呈された。今後も続く感染症との闘いにおいては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」でも掲げられた地方創生に向けた東京一極集中の是正も有効な手段であり、東北の中核都市である本市がリーダーシップを発揮し、東京に集中する「ひと」や「しごと」を呼び込んでいく必要がある。
- 東北大学青葉山新キャンパス内への建設が進んでいる次世代放射光施設においては、最先端のものづくり企業の進出・集積や雇用創出が見込まれ、東日本大震災からの創造的産業復興と持続的発展にも大きく貢献するものと期待されている。また、東北大学が中心となり、国内外の主要放射光施設による新型コロナウイルス感染症制圧に向けたサミットが開催され、一致団結して立ち向かっていく宣言がなされたところである。
- 一方、本市都心部においては、築 30 年以上経過した建築物が 6 割を超えているものの、建築費の高騰等により建替えが進まず、建築物の老朽化が進行している。本市では、2019 年度より老朽建築物の建替えや高機能オフィスの整備等、民間投資を促すための「せんだい都心再構築プロジェクト」を進めており、併せて今年 4 月に国に対して、都市再生緊急整備地域拡大の申し出を行ったところである。
- 同地域内で実施される民間開発事業のうち、金融支援及び税制支援を受けられることができる「民間都市再生事業」については、申請できる事業区域の規模要件が原則 1 h a 以上であることが都市再生特別措置法施行令に定められている。しかし、本市を始めとする地方都市における民間開発は、狭小な敷地を多数共同化する事業が大半であり、事業区域の規模要件である 1 h a を満たすことが難しい。加えて、感染症の影響により多くの事業者の減収が見込まれている中では、投資意欲の十分な喚起につながらない恐れがあるため、事業区域の規模要件緩和による税制支援によって、地方の都市再生を強く後押しする必要がある。
- 本市を含む全国 82 都市が中核中核都市として選定されている中、地方創生のメニューの一つである地方拠点強化税制においては、既存建物等の賃借がオフィス減税の対象ではないことや新たな雇用要件等が障壁となって、本市に限らず指定都市における認定実績が少ない状況にある。感染症拡大や大規模自然災害の発生等のリスク分散からも東京一極集中の是正を行うことは有効であり、メリットの拡充等が求められる。

- 仙台駅から周辺にまたがる中心部アーケード街は、東北最大の店舗集積により、休日には市外・近県から幅広い年齢層の買物客が集まってくるなど、長年に亘り「商都仙台」の顔として地元経済の一翼を担っているところである。
- 近年、大型店の郊外出店により商店街を取り巻く環境が厳しくなっている上、感染症に伴う休業要請や外出自粛要請等の影響により、さらに厳しい状況に陥っている。老朽化しているアーケード等の改修などが困難になることが見込まれており、改修などが進まない場合、商店街のにぎわい低下にもつながりかねず、本市経済に更なる大きな影響を及ぼすことが危惧される。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 次世代放射光施設の着実な整備を図ること
2. 民間都市再生事業について、地方都市における事業規模を勘案した事業区域の規模要件を設定すること
3. 地方拠点強化税制について、企業が本社機能移転等を行うにあたり有効な動機づけとなるよう、現行制度のメリットの拡充や要件の緩和等を行い、活用しやすいものとする
4. 中心部商店街アーケード等の老朽化に伴う建て替え・改修に対する財政措置を講ずること

2 仙台・東北への誘客促進

(内閣府、復興庁、経済産業省、国土交通省)

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、国内外から仙台・東北への交流人口が大幅に減少し、宿泊事業者が休業を強いられるなど、観光関連産業は大きな打撃を受けている。また、これまで利用者数が順調に増加していた仙台空港についても、感染症の影響により、発着便数及び利用者数が大幅に減少した。
- 観光関連産業の回復のためには、感染症収束後に国が展開予定である「G o T o キャンペーン」に合わせ、本市への誘客を促し、ひいては東北各地への回遊性も高めるための取組が必要である。
- 東北地方における外国人宿泊者数は、東日本大震災による落ち込みから回復の兆しを見せ、国が2020年に達成目標として掲げていた東北6県の外国人延べ宿泊者数150万人泊を2019年に達成したが、全国的なインバウンド急増の流れからは依然として大きく立ち遅れている。これまで、東北の中心都市として、東北観光復興対策交付金を活用し、受入環境の整備や東北一体となった共同プロモーション等を実施してきたところだが、同交付金は2020年度に終了となるため、東北の観光振興に向けては交付金に代わる財源確保が必要である。
- 東北の交流人口の早期回復及び拡大につなげるためには、東北全体の外国人旅行者の受入環境整備を図るとともに、仙台空港やJR仙台駅から東北各地への二次交通の整備など、東北のゲートウェイ機能の強化が必要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 観光関連産業を支援するために必要な追加施策を自治体ができるよう、地方創生臨時交付金増額等の財政措置を講じること
2. 東北への海外からの旅行者増に向けた広域連携によるインバウンド施策について財政措置を講じること
3. 東北のゲートウェイとなる仙台空港やJR仙台駅の一層の機能強化に向けて、強力な支援策を講じること

3 大型イベント等を活用した仙台・東北の魅力発信

(内閣官房、復興庁、外務省、文部科学省)

- 本市では、東日本大震災からの復興に向け、東北観光復興対策交付金などの国の支援を活用して、受入環境の整備や東北一体となった共同プロモーションなどの取組を実施してきたが、東北の観光復興は未だ道半ばである。東北の観光復興に向けては、東北の魅力の発信に加え、未だに残る風評被害の払拭が欠かせない。
- 2021年に延期された東京オリンピック・パラリンピックは、「復興五輪」と位置付けられており、被災地にとって、復興の状況や魅力を国内外に発信するまたとない機会である。
- 東北6県の県庁所在地が誇る6つの祭りが集い、東日本大震災で犠牲となった多くの方の鎮魂と東北の復興を目的とした「東北絆まつり」が開会式等に参加することで、被災地に勇気と希望を与え、「復興五輪」に相応しい演出となる。
- また、国内外への発信力の高い政府系国際会議等が仙台・東北で継続的に開催されるのが、観光復興の後押しとして非常に有効である。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 東京オリンピック・パラリンピックの開会式等へ「東北絆まつり」を取り入れるとともに、国内外で開催される大型イベント等において、東北の自治体が連携して復興状況や魅力を発信する機会を提供すること
2. 政府系国際会議等の仙台・東北での開催について、引き続き、特段の配慮を行うこと

Ⅲ 若い力が育ち、活躍するまちへの挑戦

1 教育環境の充実

(文部科学省)

- 子どもを取り巻く環境の変化とともに、様々な教育課題が複雑化・多様化している。特に、家庭環境などに起因する教育格差、いじめや不登校、障害のある子どもへの対応などには、福祉部門の関係機関等との連携も図りながら、きめ細かく対応していくことが求められている。加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、学校での感染防止の徹底による児童生徒の安全確保はもとより、長期の臨時休業に伴う授業時数の確保や、今後、感染症や災害等により類似の事態が生じた場合の学習機会の確保等の点で課題を呈した。
- 本市では、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に最優先に取り組むため、各中学校にいじめ防止を担う専任教諭を加配により配置するとともに、小学校に児童支援教諭を配置するなど、各学校の状況に合わせたきめ細かな対応や、関係機関との情報共有を緊密に行う体制を構築している。さらには、教職員が子どもたち一人一人としっかりと向き合い、きめ細かな対応を行うため、小学校第2学年、中学校全学年において35人以下学級を拡充しているところであるが、これらの経費については自治体の自主財源では限界があるのが実情である。少人数学級については、1教室あたりの児童生徒数を減らすことにより、衛生環境の向上にも資するものであり、今後も想定される感染症対策においても効果的である。
- また、障害の重度化・重複化・多様化や、発達障害を含めた障害のある子どもたちが年々増加しており、特別支援教育の更なる充実が必要であり、障害を有する子どもたちへのよりきめ細かな対応と、保護者支援や専門機関との連携を図っていくための特別支援教育コーディネーターの機能強化が不可欠である。しかしながら、小中学校の特別支援学級における学級編制標準は1993年以降変更がなく1学級あたり8人となっており、障害が重複化、多様化する現状に適う基準とは言いがたい状況にある。また、特別支援教育コーディネーターの多くが学級担任や教科担任との兼務となっており、機能強化を図るためには特別支援教育コーディネーターの専任化が喫緊の課題となっている。
- 今般の感染症拡大に伴い急速に取組が進展した遠隔学習は、児童生徒の継続的な学びの機会の確保のために有効な手段の一つとなり得るものの、公平な教育機会を担保するためには、各家庭のICT通信環境に差があることが大きな課題となっている。自治体が通信端末の貸与により通信環境を整備する場合においても、端末の更新や通信費など、自治体財政に与える影響は大きく、持続可能な制度設計が必要

である。

- また、環境整備後においても、学習コンテンツの作成や端末の管理、教職員のスキル向上等も課題となることから、学校現場において円滑な運用を図るための支援が必要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. いじめ防止に向けた対応力の強化とともに、感染症予防の視点等も含めた少人数学級を推進するため、加配定数の改善等、教職員定数の更なる充実を図ること
2. 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 19 号）附則第 2 項の規定に基づく小学校 6 学年まで及び中学校に係る学級編制の標準の改定を行うこと
3. 特別支援学級の定数措置において、学級編制標準である 1 学級の児童又は生徒の数の基準を緩和すること
4. 専任の特別支援教育コーディネーターや個別指導にあたる教職員の配置等、人的措置に係る諸施策を講じること
5. 各家庭における I C T を活用した学びの確保のため、通信環境の整備について、国として持続可能な支援制度の検討を行うとともに、自治体負担に係る所要の財政措置を講じること
6. 遠隔教育など I C T 機器を活用した教育の推進に向け、I C T 支援員配置に係る財政措置の拡充を図ること

2 子育て環境の充実

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

- 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に際しては、保育所や放課後児童クラブ等においては、緊急事態宣言時でも事業継続が求められたほか、今後も長期的な視点で、徹底した感染拡大防止策や支援を要する児童への配慮に努める必要がある等、職員の負担が非常に重くなっている。
- そのような中でも継続して、若い世代が安心して子育てができる環境づくりにおいては、保育所等の整備と並び保育士等の人材確保が急務である。このため、国の予算において、公定価格単価の引き上げや処遇改善加算の要件緩和等の一定の拡充が図られているところであるが、全職種と比較すると総じて給与はまだ低額であり、保育士等の更なる処遇改善が必要である。
- 放課後児童支援員についても、一定の処遇改善が図られているところであるが、全職種と比較すると総じて給与はまだ低額であり、更なる処遇改善が必要である。
- 保育所等整備事業の財源となる保育所等整備交付金については、これまでも補助基準額改定が行われており、実際の施設整備費とのかい離は是正されてきているものの、引き続き実態を反映して補助基準額の引き上げを行うことにより、保育所等の整備を着実に推進する必要がある。
- 小規模保育事業者等は卒園後の受け皿となる連携施設を設定することが求められており、本市においては私立幼稚園等の協力が不可欠であるが、その多くが長時間の預かり保育に係る人件費負担等の不安から、連携施設となることに消極的である。そのため、本市では、私立幼稚園に対する独自の助成を実施して連携施設設定の促進を図っているところであるが、今後こうした取組を拡充していくためにも、国における安定的な財源の確保が必要である。
- 子どもに係る医療費の助成は、各市町村がそれぞれ制度を設けて実施しているが、都道府県からの補助水準が異なり、財政状況等による地域間格差が懸念される。医療費助成は社会保障制度の一環として国が責任をもって対応すべきものであり、国による全額負担が必要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 保育士等の処遇改善と定着につながるよう、保育所等運営に係る公定価格の単価や処遇改善等の加算率の更なる引き上げを行うこと
2. 放課後児童クラブの質の維持・向上のため、放課後児童支援員の処遇改善補助額を引き上げるなど、財政措置の更なる拡充を行うこと
3. 保育所等整備交付金について、引き続き整備費用の実態を反映した補助制度とすること
4. 小規模保育事業者等の連携施設となる私立幼稚園等に対する助成や公定価格上の加算措置など、連携施設の確保に向けた財政措置を行うこと
5. 子どもに係る医療費の助成について、地域間格差が生じることのないような制度設計を行うとともに、全額国の負担とすること

IV 自然と共存する防災環境都市づくりへの挑戦

1 防災文化の発信と継承

(内閣府、復興庁、外務省、文部科学省、国土交通省)

- 東日本大震災を経験した本市においては、2015年3月に「第3回国連防災世界会議」が開催されたほか、2017年から隔年で、スイス・ダボスのGRFダボスと連携した防災に関する国際会議「世界防災フォーラム」を、東北大学を始めとする地元関係団体と共に開催するなど、震災の教訓を世界に発信する防災環境都市づくりをすすめている。
- 2016年2月に「せんだい3.11メモリアル交流館」、2017年4月に「震災遺構仙台市立荒浜小学校」、2019年8月には「震災遺構仙台市荒浜地区住宅基礎」を開設するとともに、2016年より毎年開催している「仙台防災未来フォーラム」においては、仙台・東北の多様な主体による取組が積極的に発信されており、また、現在は、本市中心部において震災の記憶と経験を継承するメモリアル拠点の検討やアーカイブの展開、他市町の施設や団体と連携した取組などを進めている。このような発信の機会を数多く得ることができれば、世界の防災により大きく貢献することが可能である。
- 現在の国際的な防災指針である仙台防災枠組の実現に向けては、地域の多様な主体による持続的な取組に対する支援に加え、防災分野における国際的な知見の集積・発信の拠点であり続けることが重要であり、専門家や研究者が集い、活動する環境が必要である。
- 震災後、東北大学においては、災害科学国際研究所が設置され、防災・減災の実践的な研究と地域への還元、国内外への発信が行われている。さらに、同所災害統計グローバルセンターにおける災害統計の整備や仙台防災枠組のモニタリング・評価などにより、我が国の大規模災害への対応力向上や、世界の防災文化への貢献も期待されている。こうした災害科学の国際的な研究拠点機能の強化は、各国における仙台防災枠組の推進や、国際的な災害リスク削減において極めて重要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 防災分野の国際会議や国際的なプロジェクト等の本市での継続的な開催・展開について引き続き配慮するとともに、震災の記憶と経験を継承・発信する事業に関する財政措置など、防災文化を発信していく取組に対する積極的な支援を行うこと
2. 東北大学災害科学国際研究所及び災害統計グローバルセンターの機能充実を図り、災害科学の国際的な研究拠点機能を強化すること

2 災害に備えての対応体制の強化

(内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省)

- 本市では、この10年の間に、広範囲にわたって甚大な被害をもたらした2011年の東日本大震災を始め、2015年の関東・東北豪雨、2019年の令和元年東日本台風を経験した。津波や大雨による人的・物的被害のほか、法面崩壊や河川増水などによるインフラの損壊による大きな社会的損失を受けてきたが、国が示している国土強靱化理念のもと、住民の安全・安心を守るために、これまで様々な対策を講じてきたところである。
- 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策は2020年度末までとされているが、近年、頻発する大規模災害や発生が予想されている巨大地震等に備えるためには、道路や下水道・河川施設、都市公園、農業用水利施設等の様々な重要インフラの機能強化や維持のための対策を引き続き講じていく必要がある。
- また、令和元年東日本台風を含む大雨災害においては、個々の宅地の擁壁崩壊やがけ崩れ等が生じ、個人では応急対策や復旧が困難な事案が多発している。二次被害防止等のためには、所有者自らが迅速な応急対策を行う必要があるが、多額の費用を要すること等が障害となり、個々の宅地に対する支援策がない現状においては、迅速な対応にはつながっていない状況である。
- 緊急的に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための事業を対象としている緊急防災・減災事業債については、2020年度末まで延長されたが、住民の安全・安心を守るためには、引き続き対応体制の強化を推進していく必要がある。しかしながら、自治体の自主財源で、計画的な防災・減災対策を継続していくには限界がある。
- 未曾有の災害である東日本大震災においては、迅速かつ適切な災害対応を妨げる様々な制度上の問題が浮き彫りとなった。
- 罹災証明の認定基準は、数次の改定を経て、津波や地震等の災害による完全な流出や倒壊等の、一見してその程度を判断できるような被害について、外観調査等により簡易に判定ができる手法を示す一方、それ以外の被害については、なお詳細な計測等を求めているため、多大な時間と人員を要し、迅速な調査が困難となっている。
- 令和元年東日本台風の発災直後には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の一部が変更され、「一部損壊（準半壊）」が設けられたが、2,000件を超える建物被害が発生した本市においては、指針改定に伴うシステム改修等に時間を要し、罹災証明書の迅速な発行に支障が生じたところである。
- 多くの被災者支援制度においては、罹災証明の認定結果に基づき支援区分が設定

されているところであるが、支援の必要性は必ずしも建物被害に対応するものとは限らず、その結果、各被災者における被害実態と支援内容とのミスマッチが顕在化するとともに、罹災証明発行の申請件数の増加を招き、真に支援を必要とする被災者の救済が遅れる結果に繋がっている。

- 民間の賃貸住宅を応急仮設住宅として供与する、いわゆる「みなし仮設」については、災害救助の運用上、現物給付により行うこととされているため、入居手続きが煩雑なものとなっている。みなし仮設は、大震災において本市の応急仮設住宅の大半を占めるなど、今後の都市災害における標準的な対応になるものと考えられることから、現物給付の原則を見直し、家賃分の現金給付等による迅速な救助を可能にすることは、今後の災害に向けた我が国の備えとして重要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 大規模な自然災害に備え、重要なインフラの機能強化や維持を図り、国土強靱化に資するために必要な財源を確実に措置すること
2. 自然災害により被害を受けた個々の宅地について、二次被害の防止等のために所有者自らが行う応急対策及び早期復旧のための支援制度を構築すること
3. 2020年度までとされている緊急防災・減災事業債について、恒久的な措置とすること
4. 罹災証明について、被害の実態の適切な把握はもとより、迅速な証明書交付につながるよう、認定基準を抜本的に簡素化・合理化すること。また、各種支援制度における関連付けの在り方を早急に整理すること
5. みなし仮設について、迅速な救助が行えるよう、現物給付の原則を見直し、金銭給付を導入するなど、事務の簡素化に配慮した制度の見直しを行うこと

3 復興を支える安定的な財源確保等

(内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省)

- 2019年12月に「復興・創生期間後における東日本大震災からの復興の基本方針」において、今後も対応が必要な事業を実施できるような仕組みのあり方を検討するとの考え方が示された。中長期の見通しの下で計画的に復興の効果を上げるためには、複数年にわたる安定的な財源措置の裏付けが必要であり、例えば、災害公営住宅等における被災者の孤立防止のための見守りやコミュニティづくり、被災児童生徒就学援助、被災児童生徒の心のケアのためのスクールカウンセラー等の派遣など、被災者の生活再建に向けては、息の長い支援が必要である。
- 災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している状況である。法令上、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため償還することができなくなったと認められる場合及び10年無資力の場合、自治体は借受人に対して償還を免除できるとなっており、自治体が免除した場合には国も自治体に対して償還を免除することとされているが、「償還することができなくなったと認められる場合」や「無資力」等の具体的な基準が示されておらず、運用が難しい状況にある。また、債権の管理・回収にあたっては、長期間にわたり多大な人的・物的コストが生じることになるが、その経費は貸付利息の収入で賄うことになっている。しかしながら、東日本大震災においては特例により貸付利率が軽減又は免除されており、また、償還免除時には免除額の1/3の財政負担が自治体に生じる状況にある。
- 復興・創生期間後における復興特区税制や規制の特例等については、対象地域を重点化した上で適用期限の延長等が検討されている。本市東部沿岸部の防災集団移転跡地においては、民間事業者のノウハウを活かして本市の新たな魅力を創出するため、復興整備計画による税制特例や開発許可の特例制度を活用した土地の利活用を推進しており、民間事業者による施設整備の進捗状況等によっては、復興・創生期間を超える事業が見込まれる。
- また、民間投資推進特区である本市蒲生北部地区は、2020年度末の事業完了を目指して土地区画整理事業を進めているものの、事業者に対する土地引渡しは最終的に2020年度まで期間を要する見込みであり、土地引渡し後の事業所新設工事の進捗等によっては、復興・創生期間内での完了が困難な場合が想定される。
- 本市東部沿岸部の防災集団移転跡地及び蒲生北部地区については、今後も新たな魅力の創出や投資・雇用を促進するために、特区制度の活用が必須であることから、復興・創生期間後における重点化の対象地域とした上で、復興特区税制の適用期限

を延長し、確実な財源措置が必要である。

○ ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 震災からの復興を成し遂げるために必要な事業について、今後とも復興の進捗に応じた財源を確実に措置すること
2. 償還期限を迎えても、なお未回収となる災害援護資金の償還については、自治体の国に対する償還期間を延長すること。また、自治体が法律の規定に基づき借受人の償還を免除した場合には、国も自治体の判断を尊重し、速やかに自治体の償還を免除すること。併せて、債権回収に向けた取組に係る経費及び償還免除による自治体負担分に対して補助金・地方交付税等の財政措置をすること
3. 復興・創生期間後の復興特区税制や規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、地域の実状を踏まえて重点化地域を指定するとともに、復興特区税制の適用期限を2022年度末までに延長すること
4. 復興特区法に基づく、地方税の課税免除等を行った自治体に対する減収補填措置について、復興・創生期間終了後の地方税減収分についても、これまでと同様の措置を継続すること

4 杜の都の豊かな環境の保全

(経済産業省、環境省)

- 本市においては、パリ協定を踏まえた国の目標を上回る温室効果ガス削減目標を掲げており、本目標を着実に達成するためには、市域の排出量の約6割を占める事業者からの排出削減を効果的に進める必要がある。
- そのための仕組みとして、2020年度より事業者の計画的な削減を促す「温室効果ガス削減アクションプログラム」を導入し、同プログラムにおいては、温室効果ガスを一定以上排出する事業者（特定事業者）を対象に、排出量の削減を義務付けている。
- 一方、事業者からの排出量の約3割を中小規模事業者が占めていることから、特定事業者と同様に排出削減の取組を進めることが重要であるが、既存の国の補助メニューにおける要件が厳しいことや費用が障壁となり、省エネ設備や低燃費車両への更新等、排出削減に向けた動きが進まない状況にある。
- 環境負荷低減に向けた資源循環の取組として、本市は2002年度から、プラスチック製容器包装の分別収集及びその必要性等の周知に取り組んできたが、依然としてリサイクル量が焼却量を下回る状況となっている。
- その要因の一つとして、容器包装以外のプラスチックを除外しリサイクルを行う現行制度の分かりにくさが挙げられており、これは全国的にも課題になっている。一層の資源循環を進めるためには、分かりやすいごみ分別・リサイクルの仕組みづくり等、国を挙げた取組が必要である。
- 本市では2014年度より使用済小型電子機器等のリサイクルに取組み、順次回収拠点の拡大等を進めてきたが、近年、それに含まれる廃プラスチックの処理費が高騰している影響を受けて有価売却が困難となるなど、リサイクルに要する負担が増加している状況にある。
- 今後、使用済小型電子機器等の適正処理を図り、一層の資源循環を進めていくためには、自治体への財政措置や製造者・販売者の責任による処理・再資源化を行う仕組みづくり等が必要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 中小規模事業者の温室効果ガス排出量削減を効果的に進めるために必要な制度を構築すること
2. 容器包装以外のプラスチックについても再商品化義務を課し、容器包装と合わせてリサイクルを行うよう制度を見直すこと
3. 使用済小型電子機器等の回収・資源化に係る費用について、自治体への財政措置や製造者・販売者が負担する制度の見直しなど、必要な対策を講ずること

V 都市経営の推進

1 公共施設の持続的な提供

(総務省、文部科学省、国土交通省)

- 高度経済成長期に大量に建設されたインフラ施設や公共建築物は、老朽化が進み、今後多くが更新時期を迎える。人口減少や少子高齢化など社会が転換点を迎え、財政制約も強まる中、将来にわたって市民に必要なサービスを持続的に提供し続けられるよう、保有する公共施設を効果的・効率的に活用していくことが求められる。
- 道路や橋梁などのインフラ施設については、老朽化が進み損傷事故等のリスクが増大している。本市は、計画的かつ予防的な保全により施設の長寿命化を図りながら、効率的な維持管理・更新を行っていくこととしているが、今後、厳しい財政環境下においてこれを確実に行的っていくためには、所要の財源の確保が大きな課題である。
- 学校などの公共建築物についても、児童生徒の教育環境改善のために、時代に合った機能改善を図りながら、大規模改修や改築を計画的に行っていく必要がある。これらの確実な実施に向けては、国による安定的な財政措置が不可欠である。
- スポーツ施設については、一部の改修事業を対象に補助及び地方債制度が拡充されたが、なお自治体の負担が大きく、今後、老朽化施設の長寿命化を図るとともに、スポーツ振興による新たな集客促進に資する機能向上策を推進していくためにも、財政措置の拡充が必要である。
- 増大する維持管理・更新コストを抑えながら、社会情勢や市民ニーズの変化にも対応していくためには、施設の質・量の適正化を推進していくことも必要となる。公共施設の集約化・複合化及び転用事業に係る地方債事業については、2021年度までの期間延長が認められたが、施設の集約化等は、住民の理解を得ながら丁寧に進める必要があり、事業化には時間を要するとともに、今後各施設の更新時期も勘案しながら、継続的に取り組んでいく必要がある。これらの取組は公共施設のみならず庁舎等の公用施設においても重要であるが、公用施設は地方債事業の対象に含まれていない。
- 下水道事業は汚水の排除による公衆衛生の確保、汚水の浄化による公共用水域の水質保全など、公共的役割が極めて大きな事業であるが、2017年度の財政制度等審議会において、下水道事業については受益者負担徹底の観点から、国による支援は未普及の解消及び雨水対策へ重点化するとの方針が提示された。下水道施設改築への国費支援がなくなった場合には、受益者負担では施設改築を進めることが困難となり、道路陥没や下水処理の機能停止など、市民生活に重大な影響が及ぶ恐れがある。

○ ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 道路等のインフラ施設、学校などの公共建築物の計画的な維持管理・更新に対し、
確実な財政措置を講じること
2. スポーツ施設の長寿命化や集客促進に資する改修等を対象とした支援制度を拡充
すること
3. 2021年度までとされている公共施設の集約化・複合化及び転用事業に係る地方債
について、庁舎等の公用施設を対象に含めるとともに、恒久的な措置とすること
4. 下水道施設の改築に係る財政措置を継続すること

2 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

(内閣府、総務省、財務省)

- 地方交付税は、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもった地方固有の財源であり、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでない。
- 大都市特有の財政需要のほか、新型コロナウイルス感染症による影響を含めた地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な地方交付税額を確保すべきである。
- 臨時財政対策債は相対的に指定都市への配分割合が大きく、本市においても2018年度末時点の臨時財政対策債残高が一般会計市債残高の3割を超える状況となるなど、市債発行額抑制や市債残高削減の取組の支障となっている。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること
2. 地方財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること